

茨城労働局長による「化学物質パトロール」を実施 ～ 第2回化学物質管理強調月間に向けて ～

令和8年1月23日

茨城労働局（局長 佐藤悦子）は、第2回化学物質管理強調月間を前に「化学物質パトロール」を実施しました。

日時 令和8年1月23日
場所 三菱ケミカル（株）茨城事業所（神栖市東和田 17-1）
所管課 茨城労働局労働基準部健康安全課

パトロール先の三菱ケミカル（株）茨城事業所は、鹿島臨海工業地帯のコンビナート地区に位置し、原油から精製されるナフサを原料として、あらゆる産業と生活に密着した石油化学製品を生産している事業場です。

化学物質管理強調月間（令和8年2月1日～2月28日）は、令和6年4月から本格施行された自律的管理を基軸とする新たな化学物質規制について、化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても広く浸透させるために設けられ、今回が第2回目となります。



三菱ケミカル（株）茨城事業所の外観



取扱っている化学物質の説明を受ける佐藤局長(左)



設備の説明を受ける佐藤局長(中央)

茨城県内の化学物質に関連する労働災害（有害物等との接触）は、令和7年の速報値で休業4日以上の死傷者数24人（前年同期比+13人）と大幅に増加しています。また、危険物が引火した火災での死亡災害も発生しています。

化学物質管理については、

- ① SDS（Safety Data Sheet）を入手
- ② リスクアセスメントの実施
- ③ リスク低減措置の実施

の流れが基本になります。

他にも化学物質管理者の選任や保護具着用管理責任者の選任などがありますが、新たな化学物質規制の詳細は、厚生労働省「**ケミガイド**」で確認できます。

ケミガイド

検索



茨城労働局においては、化学物質管理について第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても広く浸透させ、労働災害防止対策・健康障害防止対策の取組が推進されるよう、引き続き、あらゆる機会を捉え周知・指導に努めていきます。

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課（電話 029-224-6215）